

令和2年度第1回高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会（協議体）会議録

高松市附属機関等の設置、運営に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

|          |   |
|----------|---|
| 会議名      | 令和2年度第1回高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会（協議体）   |
| 開催日時     | 令和3年2月25日（木） 午後1時30分～午後2時30分まで  |
| 開催場所     | 高松市役所13階 大会議室   |
| 議題       | (1) 総合事業について<br>(2) その他   |
| 公開の区分    | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開   |
| 上記理由     |   |
| 出席委員     | 山下会長、虫本職務代理、石川委員、上田委員、植中委員、梅村委員、喜田委員、喜多委員、小西委員、近藤委員、鈴木委員、田中(邦)委員、田中(克)委員、野上委員、萩池委員、古川委員、前田委員、松村委員、三瀬委員、元木委員、大原委員、片山委員、工藤委員、合田委員、多田羅委員、松本委員、横倉委員 |
| 欠席委員     | 高嶋委員、高橋委員   |
| 傍聴者      | 2人、報道0社   |
| 担当課及び連絡先 | 長寿福祉課 087-839-2346<br>介護保険課 087-839-2326<br>地域包括支援センター 087-839-2811<br>地域共生社会推進室 087-839-2372   |

審議経過及び審議結果

会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。  
次のとおり、会議を開催した。

- 1 開会
  - 健康福祉局長挨拶
  - 会議を公開とすることについて承認を得る
- 2 議題
  - (1) 総合事業について（資料1、資料2）
    - 事務局から説明
  - (2) その他

## 意見及び質疑応答

### A委員

#### <議題(1)について>

サービスAの対象者について、身体介護が必要な方も、通所サービスAに移行している現状があることを御理解いただきたい。また、サービスBの対象者を拡大する件についても、将来的にサービスAと同じようなことになるのではないかと心配がある。

### 事務局

#### <議題(1)について>

住民主体のサービスについては、地域で少しでも長く生活してもらうことを目的に考えているもので、このサービスを利用して、介護保険料を抑えようとしているものではない。

### B委員

#### <議題(1)について>

資料1 P 1 4の、要介護認定者がサービスBを継続して利用できる件について、介護保険の点数はどうなるのか。

### 事務局

#### <議題(1)について>

これまでは、要介護認定を受けると使えなくなっていたサービスBを、要介護認定者でも利用できるようになるというもので、住民主体のサービスBは補助金で運営されており、介護保険の点数を利用するわけではない。

### C委員

#### <議題(1)について>

地域独自支援について、対象者を増やした地域は、どのような方を対象者に追加したのか。また、増やした対象者に、補助金を利用してもいいのか。

### 事務局

#### <議題(1)について>

独自支援については、総合事業とは別の2本柱として立ち上げているものである。金額設定等は各地区で決定している。

### D委員

#### <議題(1)について>

資料1 P 1 4、サービスBの対象者を広げる件について、住民の方が支えるには少し負担が大きくなる可能性があるが、そのことについてのリスクマネジメントについてはどのように考えているのか。

### 事務局

#### <議題(1)について>

今回の対象者拡大については、要支援や事業対象となっている段階でサービスBを利用している方が、要介護認定となっても引き続き受けられるというものであり、全く身体状況を把握していない要介護認定者が

利用するということではない。ある程度、地域が利用者の身体状況を把握しているうえで、生活支援コーディネーター等と地域が相談しながら、利用者がどこまでサービスを利用できるかを判断していくように考えている。

### 3 閉会